

学割証の取扱いに関するQ & A

令和4年2月
日本学生支援機構 学生生活部

(学割証の制度について)

Q1：学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q2：学割証はどのような場合に学生・生徒に発行できますか？

A：学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」（以下「取扱要領」といいます。）に定めるとおり、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、通信教育学校用の使用目的についても、有効期間内（Q7参照）であれば一般学校用の学割証と同様の取扱いとなります。

Q3：学割証の使用目的の「(7) 保護者の旅行への随行」における「保護者」とは誰のことですか？

A：ここでの「保護者」とは、広く学生・生徒の父母等を指しています。この際、学生・生徒が未成年であるかどうかを問うものではありません。

Q4：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）

Q5：学割証はJRバス各社の高速バスも対象になりますか？

A：各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q6：学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

Q7：通信課程の学生は年間を通して学割証を使用できますか？

A：学割証の裏面「使用上の注意」の(9)にあるとおり、通信課程の場合には面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までが有効です。